

鉄道車両・同部分品製造業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労働 者規 模
1999	6	16 ～ 17	製缶工場の屋根改修工事で、屋根の長尺トタンとその下に敷かれている木毛板が取除かれた小梁の上で長尺トタンの止め金物を外そうとしたときに木毛板を踏み抜き、工場内の部材置場の部材上まで約8m墜落した。	415	1	10～ 29
2000	7	16 ～ 17	電車車両の床下の汚れや埃等をエアーを吹き付けて落とす作業を屋外で行うための準備中に、工場建屋に設けている観音開きの自動開閉式鉄製扉(高さ6.5m、幅1.1m×4枚、厚さ9.5cm)の左右から頭を挟まれた。	391	7	30～ 49
2002	11	11 ～ 12	フォークリフトのパレットに縞鋼板2枚を積載してプラットホーム（幅員3.77m）上を走行してピットまで運搬し、プラットホーム上の縞鋼板残材の手前で一旦停止したのち、残材を避けながらフォークリフトを前進させ左旋回したときに、右後輪がプラットホームの端で脱輪し、フォークリフトごと56cm下の線路へ転落してヘッドガードと線路との間に挟まれた。	222	1	1000 ～ 9999
2004	2	16 ～ 17	鉄道車両の新規製造の際のさび止め塗装作業において、車両外部に設置されている高さ2mの作業床（幅約70cm）に乗り移って移動していたところ、作業床と車両の隙間（約50cm）からコンクリートの床に墜落した。	416	1	300 ～
2005	4	4 ～ 5	アルミ製の鉄道車両内装部材の切断作業を行っていたところ、移動するXYテーブルとZ軸を支える鉄柱との間に挟まれた。	159	7	100 ～ 299
2006	8	16 ～ 17	鉄道の車体塗装工程で、塗装の後に車体を乾燥炉に移動中、電動台車に乗せられた車体が所定の停止位置で止まらず乾燥炉の扉を突き破り、仮台車を操作していた被災者が、車体と乾燥炉の扉の間に挟まれた。	223	7	100 ～ 299

2008	5	7 ～ 8	プレス(75t)で金型を取り外す作業を行っていたところ、被災者がプレスの上型と下型の固定ブロック（下型は外されていた）の間にはさまれているのを上司が発見した。	154	7	10～ 29
2011	4	10 ～ 11	被災者が、元方事業者の工場の台車塗装装置の定期点検のために、当該装置の上部に乗って点検作業を行っていたところ、元方事業者の労働者の運転する天井クレーンの運転台に激突され、当該クレーンの運転台下部と塗装装置の上部の間に全身を挟まれ、死亡したものの。なお、災害発生時当該クレーンは床上操作式コントローラにより運転されており、当該運転台は使用されていなかったもの。	211	7	100 ～ 299
2012	4	9 ～ 10	工場において、40フィートハウスコンテナ組立てのため、被災者は天井クレーン（床上操作式、つり上げ荷重2.825 t）を運転して、コンテナ側板（質量約1 t、2点吊り）を立てた状態で移動させていたところ、クレーンの吊り具を掛けていたコンテナ側板に溶接されていた掛け金具の溶接部が剥がれてコンテナ側板が地上に落下し、一瞬地上で自立するも、被災者の方向にコンテナ側板が倒れ、下敷きとなった。	521	4	50～ 99
2015	12	16 ～ 17	検修工場で鉄道車両の屋根に上がって新鮮外気装置のカバーの取り付け作業を5名で行っていた被災者が、使用していた安全帯のフックを新鮮外気装置のカバーの取っ手から取り外したときに、鉄道車両の屋根の端から3.8 m下のコンクリートの床に墜落し死亡したものの。	232	1	300 ～ 499
2016	4	18 ～ 19	鉄道車両に取り付ける台車枠（1.8 t）の溶接個所を超音波探傷検査するため、ポジショナーの取付治具に台車枠を取り付け、ポジショナーのアームを反時計回りに130度傾けたところ台車枠が外れ、床面に落ちた。この時、装置を操作していた作業員が落ちてきた台車枠と近くにあったリフターとの間に腹部を挟まれた。	169	4	1000 ～ 9999

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。